

公益財団法人新潟県国際交流協会

常勤の理事及び監事の報酬等並びに役員及び評議員の費用に関する規程

(平成25年4月1日規程第12号)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県国際交流協会（以下「本協会」という。）の定款第15及び第31条の規定に基づき、常勤の理事及び監事の報酬並びに役員及び評議員の費用に関し必要な事項を定めること目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 常勤の理事及び監事とは、理事及び監事のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。

(2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤の理事及び監事の職務の対価として、報酬等を支払うことができる。

2 常勤の理事及び監事の報酬等の額は、別表に定める上限額の範囲内で、常勤の理事については理事長が理事会の承認を得て決めるものとし、常勤の監事については監事同士の協議により決めるものとする。

(報酬等の支給日)

第4条 報酬等は、9月と3月の定まった日に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ本人からの申し出があつた場合、年間報酬等の額を12で除して得られた額を、毎月一定の定まった日に支払うことができる。1円未満の端数は、いずれかの月において調整する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあ

った立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第6条 常勤の理事及び監事には、その通勤の実態に応じ、本協会の職員の支給基準に準じて通勤費を支給する。

(費用)

第7条 本協会は、理事、監事及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、別に定める旅費及び費用弁償に関する規程に基づき支払うものとする。

(公表)

第8条 本財団は、この規程をもって、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人新潟県国際交流協会の設立の登記の日から施行する。

別表 常勤の理事及び監事の年間報酬等上限額

常勤の理事	800万円
常勤の監事	150万円